

デジタルエコノミーと税制研究会

デジタルエコノミーと税制

－税制のデジタルトランスフォーメーション－

2021年10月

はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う新常態により、日本を含む各国で、デジタルトランスフォーメーションが進んでいます。当研究会では、デジタルエコノミーと税制に関し、これまで「デジタルエコノミーの発達と税制の課題」（2018年）、「ギグエコノミーと国際課税」（2019年）、「デジタル・セーフティネットの構築に向けて」（2020年）を提言してきました。今回は、「税制のデジタルトランスフォーメーション」をテーマに、公平性・公正性と利便性の高い新しい税制のしくみについて取り上げています。

この1年にデジタル庁が創設され、デジタル改革関連法が成立する等がありました。これを踏まえて、税務の分野でも大きな進展が見られました。国内では、マイナンバーカードの取得が大幅に進み、e-Taxの利用率も拡大しました。年末調整や確定申告に必要な保険会社等の控除証明書等を電子的に取得し、確定申告書等に自動で入力することが可能になり、前身の「金融税制・番号制度研究会」以来数年にわたって提言してきた「日本型記入済み申告制度」への第一歩がようやく実現しました。国際課税の分野でも、2012年から続けられてきたBEPSプロジェクトが基本合意に至り、これまでの税制の潮流に大きな変化が見受けられます。一方で、デジタル経済の進化で、さらなる税制の見直しも視野に入ってきます。

今後は、社会構造の変化や働き方の多様化等を踏まえ、税（所得）と社会保障（給付）の情報を連携した「デジタル・セーフティネット」の構築が重要であると考えています。マイナンバーカードやマイナポータルの普及・活用が進み、デジタル社会のインフラとして機能することを期待しています。さらに、預貯金口座とマイナンバーの紐づけがすすめば、社会保障の負担と給付について資産も勘案することが可能になり、より公平で効率性の高い社会の実現につながります。本報告書の提言が、そのような検討の一助となれば幸いです。

デジタルエコノミーの時代が到来したと言われるますが、それをめぐる知見はそれぞれの専門家・専門分野に限定されがちです。この研究会では、税法、税務実務、法務、金融、AI、デジタルエコノミーなどに詳しい専門家が集まり、デジタル時代の税制や税務行政のあり方をバランスよく議論をしていくことを目指していきたいと考えています。

最後に、研究会の運営、報告書の作成について、全面的にご尽力いただいた本研究会の事務局、株式会社 NTT データ経営研究所の上瀬剛さん（当時）、稲葉由貴子さん、伊藤香葉子さんには、厚く御礼申し上げたいと思います。

2021年10月

「デジタルエコノミーと税制研究会」座長

東京財団政策研究所研究主幹 ジャパン・タックス・インスティテュート代表理事

森信茂樹

デジタルエコノミーと税制研究会について

本研究会は、森信茂樹東京財団政策研究所研究主幹、ジャパン・タックス・インスティテュート代表理事を座長とし、「デジタルエコノミーの健全な発達と調和した税制のあり方」についての提言を行うことを目的とする研究会です。2006年から11年間にわたり報告書を出してきた「金融税制・番号制度研究会」を引き継ぐ形で、2017年9月に第1回会合を開催しました。モノからサービスへの転換、ユーザーの参加するプラットフォームという発明、企業価値の無形資産化、背後にあるビッグデータの存在と人工知能（AI）の発達による新たなビジネスモデルなど、多くの経済社会の変化をもたらしたデジタルエコノミーの発達が、課税の世界にも大きな影響を及ぼすことについての問題意識が背景にあります。

最初の報告書は2018年11月に公表しました。本提言は一般社団法人ジャパン・タックス・インスティテュートのホームページ（<http://www.japantax.jp/teigen/index.htm>）にて公開しています。

今後はギグエコノミーとプラットフォームの位置づけ、AIの生み出す価値の研究など、引き続き様々な分野について検討を行い、タイムリーな提言を行っていきたいと考えています。

デジタルエコノミーと税制研究会

デジタルエコノミーと税制

－税制のデジタルトランスフォーメーション－

2021年10月

目次

1	コロナ禍で変わる世界	1
1.1	ニューノーマル（新常态）	1
1.2	見えてきた課題	2
1.3	国際課税	3
2	新しい税制のしくみ	5
2.1	税制のデジタルトランスフォーメーション	5
2.2	第三者情報の活用	5
2.3	リアルタイム化と消費税電子インボイス	6
2.4	所得情報と給付の連動の必要性	7
3	デジタル・セーフティネットの構築	10
3.1	デジタル社会のインフラの整備	10
3.2	税制におけるデータ活用の提言	11
3.3	マイナンバー制度による公平・公正な社会	14
4	デジタルエコノミーと税制研究会メンバー	15
5	研究会の開催概要	16
6	引用・転載について	17

1 コロナ禍で変わる世界

1.1 ニューノーマル（新常態）

感染症の流行は社会を大きく変える契機となってきた。中世のヨーロッパでは、ペストの流行がカトリック教会の権威の失墜につながった。20世紀初頭のスペイン風邪の流行は、国際協調や第一次世界大戦との関連が指摘されている。今回の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックは、ディスタンスの克服に有効な社会のデジタル化を推進している。

2020-2021年は、新型コロナウイルス感染症が拡大したのと並行して、新しい生活様式への移行が進んだ年であった。「人との接触を8割減らす」等の行動変容が提唱され、テレワーク、オンライン会議、eコマース、キャッシュレス決済等の利用が急速に拡大し、オンライン診療は初診から認められる等の時限的・特例的措置がとられた。働き方改革に加え、専門性の活用、隙間時間の活用等、種々の理由からフリーランス等の雇用関係によらない働き方や副業・複業をする人が増加している。特に、営業が制限された飲食店が持ち帰りやデリバリーを強化したこともあり、副業としてのフードデリバリーは急成長している。

2021年9月1日にはデジタル改革を推進するデジタル庁が設置されたが、税務の分野では、2020年度分の確定申告で納税者本人が自宅等から e-Tax または国税庁 HP の確定申告書等作成コーナーを利用して行った申告（書面の提出を含む）は、所得税の確定申告の 55.8%と初めて 50%を上回った¹。特に、納税者本人による自宅からの e-Tax を利用した申告は 321 万人と、前年の 1.7 倍に増加した。2019 年から年末調整や確定申告に必要な保険会社等の控除証明書を電子データで受け取って添付することが可能になっていたが、2020 年 10 月以降はマイナポータルを活用したデータの一括取得が可能になり、控除申告書や確定申告書への自動入力ができるようになったことも一因と考えられる。2020 年度に自動入力が可能なのは生命保険料、住宅ローン、株式等の取引関係であるが、2021 年度には地震保険料、医療費関係、ふるさと納税に拡大され、その後は源泉徴収票、社会保険料等に拡大される計画である。

当研究会は、前身の金融税制・番号制度研究会において 2010 年報告書で記入済み申告制度のわが国への導入を提言し、2017 年報告書「ICT の税務への活用—日本版 IRA・日本型記入済み申告制度の導入—」では、マイナポータルを活用した記入済み申告の具体案を提示したが、ようやく実現の方向に向かいつつあることは大いに評価したい。今後とも、マイナポータルへの情報連携が広がり、さらにはこの情報が社会保障分野にも連携されること、それによりデジタル時代にふさわしいセーフティネットの構築が行われることを望みたい。

¹ https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2021/kakushin_jokyo/pdf/0021006-075.pdf

1.2 見えてきた課題

2020-2021 年は、コロナ禍への対応がわが国最大の課題となったことから、行政のデジタル化にとって大きな転機となった。2020 年には特別定額給付金のオンライン申請にマイナポータルが活用され、マイナンバーカードの取得が急速に進んだ。全国統一のしくみによる行政のデジタル化が行政改革の主眼とされ、2021 年に IT 基本法の見直しとデジタル庁の設置を含むデジタル改革関連 6 法が制定された。社会全体のデジタル化に対応し、官民や地域の枠を超えたデータ利活用の推進、マイナンバーの情報連携促進、マイナンバーカードの利便性向上等が図られ、公的給付支給等を受けるための預貯金口座の登録、特定公的給付へのマイナンバーの利用等が定められた。新型コロナウイルス感染症のパンデミック対策として全国民の希望者を対象に行われたワクチン接種では、接種状況の一元管理のために、全国市区町村共通のインフラとしてマイナンバーが活用された。

一方で課題も明確になった。特別定額給付金は、当初は新型コロナウイルス感染症等の影響による所得の減少等の条件に該当する世帯に 30 万円を給付するとされたが、給付対象世帯の特定に時間がかかる等の理由で一律に一人当たり 10 万円を給付すると変更された。特別定額給付金は、支給開始後約 1 ヶ月の 6 月 5 日時点の給付済み金額は 3.85 兆円と 3 割程度で、支給の遅れが指摘された。オンラインで行われた申請も、自治体職員による手作業の突合等が必要になり、オンラインでの受付を中止または停止したり郵送での申請を呼び掛けたりした自治体があるなど、迅速性に課題が見られた。特別定額給付金は、コロナ禍で経済的な打撃を受けていない者にも配られたこともあり、多くが貯蓄に回った結果、支援の効果は限定的であったと推定されている。持続化給付金と家賃支援給付金では、給付要件を満たさない不正受給が多いことが問題になった。緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に伴う休業要請への協力に対する支援金・協力金の支給では、迅速性の欠如が協力の実効性の問題にもつながっている。

個人所得税については、平成 30 年度税制改正で、給与所得控除または公的年金等控除の一部（10 万円）を基礎控除に振り替える改正が行われたが、必ずしも多様な働き方を後押ししているとは言い切れないところがある。所得税の申告・納付も、ひとつの企業に専従する大部分の給与所得者は、源泉徴収制度や年末調整制度により自ら確定申告を行う必要がない一方、雇用関係によらない働き方については確定申告が必要な制度になっているなどの相違がある。ギグワーカーは主として労務の提供で所得を得ており、その実態は給与所得者と異なることを考慮し、所得区分の見直しなど働き方に中立な税制の構築に向けて大胆な議論を行っていく必要がある。また、ギグワーカーなどのコンプライアンス不足や所得捕捉が限定的であることから、ギグエコノミーの拡大の下でタックスギャップが大きいとされる。

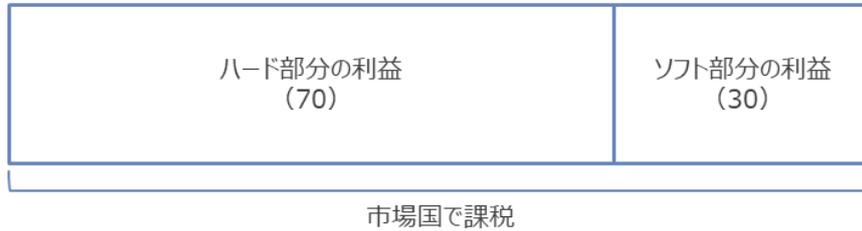
1.3 国際課税

2012 年より BEPS (Base Erosion and Profit Shifting : 税源浸食と利益移転) プロジェクトとして OECD を中心に調整が行われてきた国際課税ルールは、2021 年 6 月初めの G7 財務大臣・中央銀行総裁会議での合意に続き、7 月に OECD の事務レベルで合意した法人課税の新たなルールについて、G20 財務大臣・中央銀行総裁会議で基本合意がなされた。合意の内容は、売上高 200 億ユーロ、税引き前利益率 10%超の大規模多国籍企業について、利益率 10%を上回る利益の 20~30%に対する課税権を市場国に与える、国別の法人税の最低税率を 15%以上とする、の二つが柱で、いくつかの国で導入されているデジタルサービス税 (DST) は廃止の方向で調整されることとされている。合意内容は、「PE (Permanent Establishment) なくして課税なし」という国際課税原則の見直しと、1980 年代に始まった「底辺への競争」と言われる法人税率の引き下げ競争に終止符を打つものとして、歴史的とも称される。基本合意の背景としては、米国の協調路線への変更、法人税増税を提案し議会对策が必要という国内事情、欧州諸国などで広がるデジタルサービス税への懸念などがある。法人税率が 15%に満たないアイルランドやハンガリー等の租税回避地が合意に加わっていないことや、特定の産業に関する適用除外の可能性等については、今後、交渉が行われる予定である。

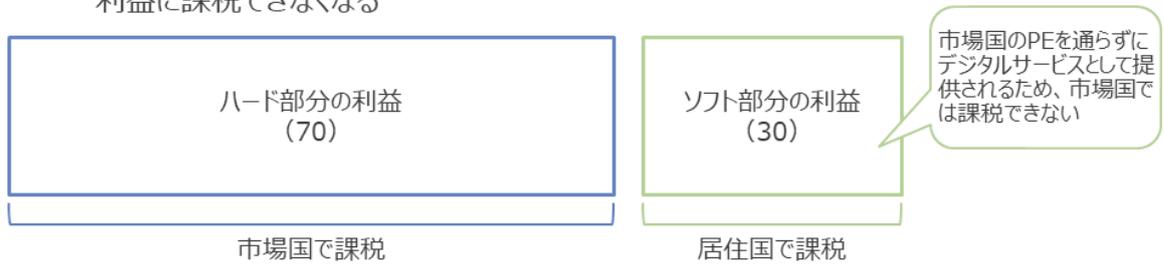
一方、製造業では IoT の進化もあり、ハードウェアとソフトウェアの分離が起こっている。汎用的な機能のみを製品として販売し、より付加価値の高い機能はソフトウェアの追加や更新により提供するもので、価値の源泉がハードウェアからソフトウェアへとシフトする。PC やスマートフォン等の IT 機器では一般的なビジネスモデルであるが、自動車 (例、自動運転機能) や家電製品 (例、調理家電のメニュー) 等でも登場してきた。産業機械やロボット等とセンサーやアクチュエーターを組み合わせた制御やメンテナンス等の IoT サービスの提供も見られる。ソフトウェアやサービスの提供は居住地国からオンラインで行うことが可能なため、このような変化が生じると購入者の市場国の法人税収は低下してくる。その場合、市場国から、消費税 (VAT) と同様に、法人税の仕向地 (市場国) 課税への変更を主張する議論が強まってくることが考えられる。AI や IoT 等のデジタル技術により基幹産業である製造業の変革を目指すわが国は、今後の議論の展開に留意すべきである。

図表 1 IoT の発達による居住国と市場国の利益配分構造の変化

これまで ハードとソフトは一体として市場国のPEを通じて販売され、利益はすべて市場国で課税される



これから ソフトはデジタルサービスとして居住国から直接供給されるため、市場国でソフト部分の利益に課税できなくなる



今後 ハード部分はさらに縮小し、ソフト部分はさらに拡大する

(出所) デジタルエコノミーと税制研究会作成

2 新しい税制のしくみ

2.1 税制のデジタルトランスフォーメーション

デジタル化の進展に伴い、税務行政の効率性と有効性の向上、納税者の負担軽減を図る税務行政のデジタルトランスフォーメーションが各国で進んでいる。「公平・中立・簡素」の租税三原則に資する内容で、リアルタイムに近い税務管理、他の行政機関や企業等の活動との連携の拡大、納税者中心の考え方への転換等を含む。納税者が通常業務の中で税務手続まで行えるようにすることや第三者による情報や徴収の拡大は、収集されるデータの信頼性や納税者のコンプライアンス向上に効果がある。納税者の所得や取引の情報がほぼリアルタイムで入手できるようになると、情報の持つ意味や活用方法が大きく変化すると期待される。このようなシステムの構築は、民間にとっても、バックオフィスの業務を効率化し、業務全体の効率化、生産性の向上につながる。

わが国でも、国税庁が6月に公表した税務行政の将来像2.0では「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」を謳い、デジタルを活用して国税に関する手続きや業務のあり方を抜本的に見直すとしている。納税者の利便性を向上し、あらゆる税務手続を税務署に行かずにできる社会を目指すとともに、課税・徴収の効率化、高度化に向け、AI・データ分析の活用や関係機関との連携・協調等を図るとされている。

税務情報の用途は、原則、税務行政に限定されているが、税務にもデジタルトランスフォーメーションの波が押し寄せ、国税に関する手続きや業務を抜本的に見直す状況下で、税務情報をどこまで社会保障分野などと連携し有効に活用できるようにするか、政府内での情報共有ルールの明確化や守秘義務のあり方などの検討が、必要となる。

2.2 第三者情報の活用

日本では、2020年10月以降、マイナポータルを活用したデータの一括取得が可能になり、控除申告書やe-Taxとの連携による確定申告書への自動入力ができるようになったが、OECDの調査では、2017年に第三者情報を活用して記入済み申告を実施した国は40カ国に上る。そのうちオーストラリア、フィンランド等12カ国は、納税者が確認行為を行わなくても確認したとみなしている。ポルトガルのように、医療費や教育費の控除まで行っているような国もある。第三者情報には、給与や年金、金融所得／損失等のほかに、クレジットカードの情報等も含まれる。

OECDは、2020年7月にシェアリングエコノミー、ギグエコノミーの透明性向上のため、納税者と税務当局の双方が、デジタルプラットフォームを利用して販売者が獲得した対価に関する情報をタイムリーに把握できるようにする、デジタルプラットフォームのためのモデル情報規則を公表した。販売者の居住地国の税務当局が、プラットフォームの居住地国の税務当局から情報交換制度を通じて販売者の所得を把握

するしくみで、コンプライアンスを強化し、税務当局と納税者のコンプライアンス負担を最小限に抑える狙いがある。個人間の取引であるシェアリングエコノミーは、税務当局で取引実態の把握が難しいことから、取引の仲介者であるプラットフォームに情報提供を求めることが妥当であると考えられる。これをさらに進めてプラットフォームによる源泉徴収を行う制度を構築すると、税務当局にとってタックスギャップの縮小という効果があるだけでなく、納税者にとってはコンプライアンスコストの削減、納税資金の確保というメリットがある。本研究会としては、一定規模以上の仲介型プラットフォームによる源泉徴収についてメリット・デメリットを分析しつつ検討すべきだと考えている。

わが国では、給与支払を受けている先が 1 か所のみ多くの給与所得者は、年間収入金額が 2,000 万円を超えるか、給与以外の所得金額の合計額が 20 万円を超えない限り、確定申告は必要ない一方で、副業がある場合や、フリーランス、ギグワーカー等は確定申告が必要である。フリーランスやギグワーカー等には確定申告の経験がない個人も多く、納税者意識が低いこと等からタックスギャップが大きくなる可能性が高い。第三者情報を申告書に反映させる記入済み申告書は、納税者負担を軽減し、正しい申告に導くのに効果的である。記入済み申告書に活用されなくても、税務当局が情報を把握しているとわかれば牽制効果が働く。フリーランスやギグワーカーは不測の事態等による収入変動が大きいことから、税務当局による所得の正確な把握は、後述するような所得変動を補填する給付を行う制度を構築するにあたっては不可欠なことといえよう。今後、副業や複業の所得を巡る資料情報制度を、他の先進国並みに拡充させていくことが必要である。

また、本来の記入済み申告制度は、マイナポータル経由の情報連携ではなく、税務当局が第三者情報を直接納税者の申告書に記載して提供するものであり、わが国でも、納税者と税務当局が直接つながる制度を将来的な姿として検討すべきである。

2.3 リアルタイム化と消費税電子インボイス

2023 年 10 月 1 日から、適格請求書保存方式（インボイス制度）が導入される。この制度は、消費税の課税事業者が仕入税額控除の適用を受けるためには、取引相手から交付を受けたインボイスの保存等を必要とするもので、インボイスの交付ができるのは予め適格請求書発行事業者として登録した者のみである。このインボイスを電子化した電子インボイスは、デジタル・ガバメント実行計画（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）でも「ビジネスプロセス全体のデジタル化によって負担軽減を図る」観点から、電子データにも帳簿書類と同等の効力が認められている。

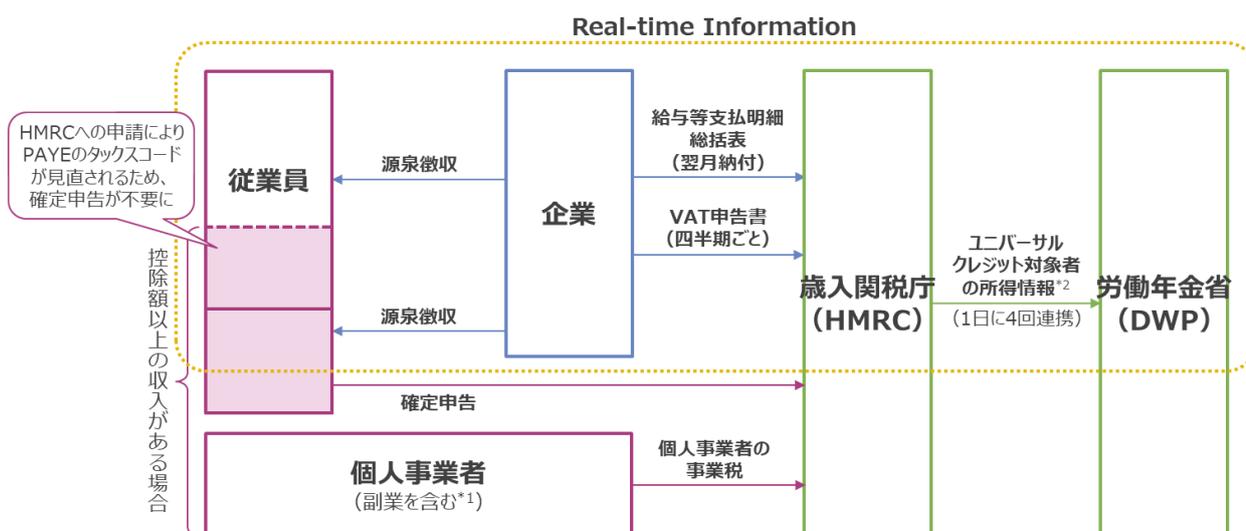
欧州では、既に多くの国で B2G および B2B 取引において電子インボイスを義務づける方向に進んでいる。電子インボイスは取引レベルまでデータの確認ができることから、取引相手とのデータマッチングが可能であり、特に VAT の不正への対応に効果を発揮している。最低限必要な情報は、インボイスナンバー、売り手と買い手の VAT ナンバー、取引額、VAT の金額である。VAT の不正が多いとされる中国、ブラジル、スペイン等ではリアルタイム化も進められ、イタリアのように国が電子インボイスを交換するプラットフォームを提供し、有効なインボイスのみが相手方に届けられるしくみを導入している国もある。英国では VAT

税務のデジタル化（‘Making Tax Digital for VAT’）により、デジタルにリンクされた形式で VAT の根拠となる情報も併せて記録することを義務づけている。電子インボイスの情報は、VAT だけでなく法人税の根拠としても有効であり、既に法人税に記入済み申告制度を導入している国もある。タックス・コンプライアンスの向上につながる事が期待される。

電子インボイスの導入に当たっては、事業者にとっても生産性の向上に結びつくという視点が重要である。

さらに、英国では個人所得税のリアルタイム化（Real-time Information）が進められている。企業が、従業員への給与または賃金、源泉徴収税、社会保険料の支払いと同時にそれ以前に、専用ソフトウェア等を用いて税務当局（歳入関税庁：HMRC）に報告を行うしくみで、年度途中で従業員の控除額に変更がある場合は、税務当局からの通知に基づいて企業が源泉徴収税額を調整する。源泉徴収の正確性が向上したことから企業は年末調整が不要になり、確定申告が必要な従業員数も減少し、企業にとっても従業員にとっても効果があった。オーストラリア（Single Touch Payroll）、アイルランド（Real time reporting）でもほぼ同様のしくみが導入されている。

図表 2 英国の個人所得税のリアルタイムインフォメーション



*1: 定期的な収入がある場合は個人事業者とみなされ、事業税の対象となる
 *2: ユニバーサルクレジットの対象者は予めHMRCに登録され、その月の所得情報は遅くとも翌日まではDWPに報告される

(出所) 英国政府 HP (GOV.UK) を基にデジタルエコノミーと税制研究会作成

2.4 所得情報と給付の連動の必要性

新型コロナウイルス感染症のパンデミックに伴い、国内ではロックダウンは行われなかったが、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出に伴う飲食店等に対する休業要請やイベントの中止、外出や移動

の自粛等により、経済活動は大きな打撃を受け、関連する事業に携わる人々が極度の負担やリスクを背負うことになった。個人事業者やフリーランス等は現行の社会保障制度の枠組みの外側に位置しているため、経済・社会環境の変化に脆弱で、収入変動のリスクも大きい。転職も増加しており、一つの会社に終身雇用されることが前提となっている社会保障制度は、時代にそぐわなくなりつつある。正確な所得・収入の把握を進め、雇用形態や雇用/非雇用にかかわらずの働き方に中立なセーフティネットの構築が急務である。

米国では、2020年4月の新型コロナウイルス感染症に関連した救済法（CARES Act）で、内国歳入庁（IRS）が財務省、社会保障庁（SSA）と連携して、全国民を対象に所得に応じた速やかなプッシュ型の給付を実施した。給付額は1人当たり1,200ドル、17歳以下の子供は1人当たり500ドルだが、一定額以上の年収で給付額が5%ずつ減少し、高所得者には給付されない給付付き税額控除のしくみが採用された。給付付き税額控除制度は社会保障給付と税額控除が一体化したしくみで、税金から一定額を控除するが、控除できない場合は差額を支給する制度である。コロナ対策では、減税部分を含めて給付が行われた。勤労所得に対する給付付き税額控除の場合、働けば働くほど手取り額が増えるため、社会保障により労働のインセンティブを損なうことを防ぎ、ポバティートラップに陥ることを抑止する効果がある。職業訓練等を組み合わせて、積極的に就労に導く政策が採られる例もある。給付付き税額控除には勤労税額控除、児童税額控除、社会保険料負担軽減税額控除、消費税逆進性対策税額控除の4類型があり、米国、ドイツ、フランス、オランダ、スウェーデン、カナダ、ニュージーランド、韓国等で導入されている。

バイデン大統領が2021年3月に成立させた「米国救済計画法」には、中低所得の労働者および家族に対する減税策として、児童税額控除（Child Tax Credit）、勤労所得税額控除（Earned Income Tax Credit）、子育て世帯に対する税額控除（Child and Dependent Care Tax Credit）の給付の拡充等が盛り込まれている。児童税額控除については年末まで待たずに毎月給付されるしくみに変更され、ベーシックインカムに類似しているとも言われている。

英国では、2013年から既存の低所得層向けの所得補助、雇用・支援給付、就労税額控除、児童税額控除、住宅手当等を一元化したユニバーサルクレジットの導入を進めてきた。既存の社会保障給付がそれぞれ異なる基準で支給されることや、収入の増加に対する給付の減額率が高いことで就労のインセンティブが阻害されやすいこと等を改めるもので、給付に係る費用の低下にも効果がある。給付額は平均的な世帯の税引き後所得を上回らないように設計されており、一定額以上の収入で1ポンドの所得につき給付額が63ペンス減少する。ユニバーサルクレジットの受給者は予めHMRCに登録されているため、勤務先の企業からリアルタイムインフォメーションにより所得情報が報告されると、遅くとも翌日にはHMRCから労働年金省（DWP）に連携されて給付額に反映される。ユニバーサルクレジットの正確性が向上し、過払いの抑制につながった。社会保障給付の情報が一元化されるとともに、所得情報との緊密な連携が可能となったことで実現した制度である。

コロナ禍による収入減少やAI、ロボット等の導入による雇用の喪失、フリーランスやギグワーカー等の収入が不安定な労働者の増大等から、全国民が権利として定期的に一定の所得を受け取る制度であるベーシックインカムへの関心が高まっている。国連開発計画（UNDP）が、「世界の最貧層を対象とした

臨時ベーシックインカムの導入が感染者の急増を抑えられる可能性がある」とする報告書を公表²したほか、スペインでは最貧層の世帯に対する試験的な給付を開始した。ドイツや米国、韓国等でも試験的に実施され、国内でも、経済学者や政治家等の中で注目を集めつつある。原則として所得に限らず給付額は一定であるが、就労のインセンティブに対する影響は不明である。所要財源や不要となる社会保障制度の中身についても明確ではなく、本研究会としては、まずは給付付き税額控除の導入を優先させるべきだと考える。

2

https://www.jp.undp.org/content/tokyo/ja/home/presscenter/pressreleases/2020/basic_income_covid19.html

3 デジタル・セーフティネットの構築

デジタルエコノミーにおいては、あらゆる経済活動がデジタルに記録され、透明性が高い社会が実現する。政府が、個人、企業、その他の組織・団体等の収入や経費等を把握することにより適切な課税を行うとともに、公平な社会保障給付につなげていくことが必要である。

3.1 デジタル社会のインフラの整備

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）では、デジタル社会の共通機能の整備・普及のひとつの柱として、マイナンバー、法人番号等の ID 制度の整備・利用拡大を掲げている。マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤である。マイナンバーや法人番号等により、個人、企業、その他の組織・団体等の活動がデータとして分類され、蓄積される。ただし、マイナンバーの利用範囲や特定個人情報の管理方法は法律で厳格に決められていることや、国民の側に個人情報の流出に対する警戒心があること等から、社会インフラとして十分に機能しているとは言い難い状況である。機会をとらえてマイナンバー制度の重要性に国民の理解を得て、デジタル社会のインフラとしての地位を確立していくことが必要である。

マイナンバー制度の中で特に普及に力が入られているのは、マイナンバーカードである。マイナンバーカードには署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書が搭載され、マイナンバーを使わずに利用者が本人であること等の証明が可能である。2022 年度末までにほぼすべての国民に普及させるとの政府目標があるが、2021 年 8 月時点の全人口に対する交付枚数率は、2020 年 8 月の 18.2%から 1 年間で倍増したものの、36.0%に留まっている。強固で複雑なセキュリティ対策が、むしろ普及を阻害している可能性があるが、健康保険証や運転免許証等の公的な身分証明書として利用したり、電子証明書を民間のオンライン取引等に活用したりすることで、さらなる普及につながるものと考えられる。

国民と行政機関の直接の接点であるマイナポータルは、今後のデジタル・セーフティネットの構築を考えていくうえでカギを握るものであるが、2 月初め時点の登録者数は全人口の約 3.2%、サービス提供開始以降ログインを行った個別ユーザー数は約 1.6%に過ぎない。機能が限られることや、マイナンバーカードの電子証明書機能を使った利用者登録を必要とすることから伸び悩んでいると考えられる。個人の所得や所得税額、課税所得金額計算の根拠となる情報等を確認するポータルは、諸外国の税務当局でも開設しているが、アクセスには ID やパスワードを求めるものが多く、マイナポータルのようにログインに電子認証を必要とする例はあまりないようだ。情報セキュリティと利便性はトレードオフの関係にあると言われ、強度な情報セキュリティを課していることがマイナポータルの普及の足枷になっている可能性があるが、デジタル社会が進展し、国民が電子署名や電子認証を日常的に行うようになれば、阻害要因でなくなる可能性がある。2022 年度内の実現が見込まれているマイナンバーカード機能のスマートフォンへの搭載は、利便性向上の 1 ステップであると見込まれる。

デジタル改革関連法の「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」により、緊急時等の公的給付の迅速かつ確実な支給のため、預貯金口座の情報をマイナンバーとともにマイナポータルにあらかじめ登録できるようになった。また、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」では、本人の同意を前提に、預金保険機構を活用した複数の預貯金口座への一括付番やマイナポータルからの登録が行えるしくみが創設された。諸外国では国民に口座付番を義務付けている（預貯金者に金融機関への告知義務を課す）例も多いが、わが国では国民世論を勘案して、依然として国民の「同意」を前提にしている。金融機関の窓口で付番についての「同意」を求める（今後は、マイナポータルによる同意も可能）際、預貯金者に対して、口座付番のメリットや必要性、さらには付番への懸念に対する説明がきちんと行われることが望ましい。

国民には、口座付番により資産が国にガラス張りになることへの懸念があるが、口座に付番しても、国が国民の預金を照会できるのは税務調査や生活保護の資力調査など現行法で認められている範囲に限られ、付番により何ら変わるものではない。他方、金融機関にとっては、書面で行われてきた預貯金照会が効率的になるだけでなく、預金者の基本 4 情報の更新が可能になり、住所変更などが遅滞なく行えるようになる。

3.2 税制におけるデータ活用の提言

公平・公正なデジタル社会の実現に近づくための税制におけるデータ活用に関する提言は、以下の通り。

(1) リアルタイム情報制度

企業による源泉徴収と年末調整を組み合わせた制度は、多くの給与所得者が自ら確定申告をする必要がない上にコンプライアンスも高い優れた制度である。一方で、現在のしくみでは、税務当局は従業員数と給与の総額、源泉徴収税の合計額はわかるが、個々人の所得や源泉徴収税額については把握できない。すべての情報を紙ベースでやりとりしていた時代に、企業が税務当局に源泉徴収税額を毎月報告するのに適したしくみと考えられるが、既に電子的にデータを管理している企業にとっては、個人別の所得や源泉徴収税額の情報を報告することもさほど難しくはないはずである。今後、転職や副業・複業、フリーランスやギグワーカー等が増加することを考えると、クラウドの活用等も含め、企業から税務当局と市町村に個人別の所得や源泉徴収税額等を毎月報告するリアルタイム情報制度を導入すべきだと考える。なお、個人別の所得や源泉徴収税額を毎月オンラインで報告することが難しい企業については、源泉徴収の対象者が一定数以下の小規模事業者については従来と同じやり方での報告を認める等が考えられる。

日本で企業が毎月、所得税の調整を行うリアルタイム情報制度を導入する場合、年末調整の取扱いを検討する必要がある。年末調整が必要な項目は、①控除対象扶養親族等、寡婦、ひとり親、勤労学生などに関する事項、②支払った保険料等の金額、③住宅ローンの年末残高の 3 つである。日本で

は、給与等と直接関係のない支払った保険料の金額と住宅ローンの年末残高による控除まで勤務先で行っているため、保険会社や金融機関等の発行する控除証明書を企業に提出する必要があるという特徴がある。多くの給与所得者が確定申告不要となる優れたしくみであるとして、リアルタイム情報制度を導入しても年末調整は残すという考え方もあるが、それでは企業にとっては負担が増えるだけで、デジタルトランスフォーメーションとは言えない。そこで、代替案として、保険会社や金融機関が控除証明書を発行するのは従来通り年末のみで、企業の年末調整ではなく個人が確定申告を行う方法等が考えられる。個人が確定申告を行う方法は、記入済み申告制度を活用することで負担の軽減が図れる。リアルタイム情報制度を導入すると確定申告が必要な人が増える可能性があるため、税と社会保障を合わせた社会全体の費用と便益を含めて検討する必要があると考えられる。

なお、個人住民税については、現年課税化することで翌年の1月1日に国内に住所がないために課税できないことがなくなる。ただし、当年度の確定申告額の反映等については別途、検討が必要である。

(2) 資料情報制度等

同様に、すべての情報を紙ベースでやり取りしていた時代に適したしくみとして、法定調書の提出範囲や個人住民税の翌年度課税が挙げられる。副業・複業が増加していることを考えると、法定調書の提出範囲に支払金額の下限や報酬の種類等は限定せず、すべて提出することが公平な税制としては望ましいのではないか。また、提出義務者は支払者に限らず、支払者が事業者でない場合は仲介者（プラットフォーム等）が提出義務者となることが望ましいと考えられる。

(3) 電子インボイス

2023年10月のインボイス制度開始に向け、本年10月より適格請求書発行事業者の登録申請が開始された。電子インボイスの標準仕様は現在検討されている段階であるが、電子インボイスの導入を契機として企業のバックオフィスのデジタルトランスフォーメーションが進むことが期待される。消費税インボイスは企業および個人事業者等が納付すべき消費税額の計算に使用するものであるが、税務当局で企業および個人事業者等の売上額や仕入額の推計や、取引の売り手と買い手のインボイスの突合等により、申告内容の正確性の検証に活用することも可能である。税務行政の将来像 2.0「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」では、そこまでは構想されていないようであるが、公平性・公正性を担保するためには考えられる施策である。

(4) 預貯金口座付番

預貯金口座へのマイナンバー付番は、生活保護の資力調査や、高齢者医療制度および介護制度における能力に応じた負担を容易にすることができる。預貯金口座付番が進んで受給者の資力が明らかになれば、社会保障給付の効率性が向上する。「医療保険、介護保険ともにマイナンバーを活用すること

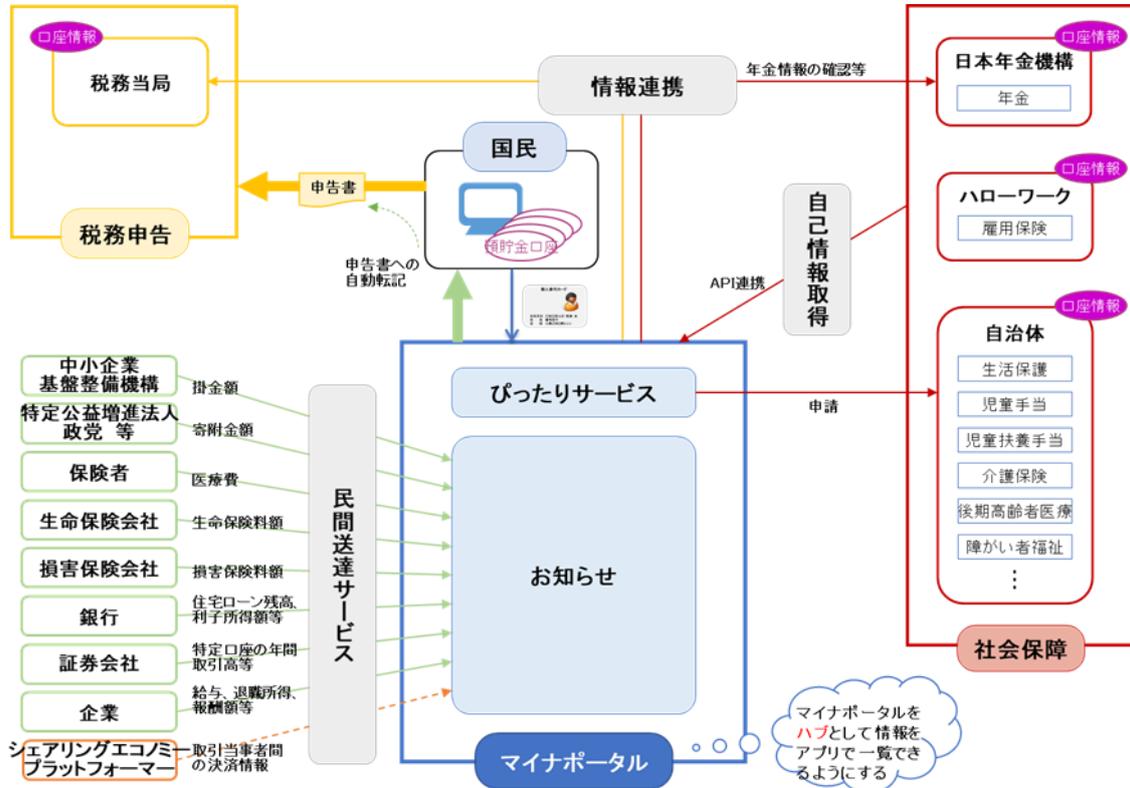
等により、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて、実施上の課題を整理しつつ、検討する」ことは、2015年の「経済財政運営と改革の基本方針」で閣議決定（平成27年6月30日）されたが、進捗はしていない。口座付番が進めば、社会保障給付や負担を、フローの所得だけでなくストックの預貯金を勘案する制度に改めることにより、社会保障を効率化させることが可能になる。

また、金融所得に対する課税は、基本的に20%（国税および地方税。+2.1%の復興特別所得税）の分離課税（上場株式等の配当等および公募株式投資信託の収益の分配等は総合課税の選択も可能）であるため、所得再分配上の観点から見直していくべきとする見解がある。金融資産の保有状況が明らかになれば、金融所得の高い個人に対する所得税を見直していくことも可能になる。

（5）給付付き税額控除

社会の変革期においては、労働需要も大きく変化する。雇用対策は、失業を防ぐ雇用の維持から労働需給のミスマッチを解消する労働移動へとシフトしつつある。そのために、職業訓練等を行って就労を支援する施策への期待が高まっている。職業訓練の有効性については種々の考え方があり、求職者支援制度についても受給要件が厳しすぎるとの批判もあるが、「福祉から雇用へ」の移行を促進する施策のひとつである。一方、「福祉から雇用へ」の移行を金銭面から促すいわば切り札として、米国、英国、フランスほか各国で採られてきた施策が、給付付き税額控除（勤労税額控除）である。就労に対するインセンティブを付与することで、自発的失業を生むモラルハザードを回避できる効果がある。これまで、給付付き税額控除は所得の正確な把握が困難なことから導入できないとされてきたが、マイナンバー制度により所得が把握できるようになった。申請主義を前提とし、捕捉率が2割程度と言われている生活保護についても、プッシュ型給付への見直しを求める意見もある。リアルタイム情報制度と組み合わせることで、給付／税額控除のタイムリーできめ細かな調整が可能になる。国民はマイナポータルを使って、自身の所得や給付の情報を確認できる。あらためてデジタル時代にふさわしい制度の構築を検討すべきではないか。

図表 3 マイナポータルをハブとしたデジタル・セーフティネットのイメージ



(出所) 第 1 回「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」森信構成員提出資料

3.3 マイナンバー制度による公平・公正な社会

社会構造が変動を続ける時代において、公平・公正な社会を実現するためには、必要な人に必要な給付を迅速（必要な時）に行うことが求められる。そのためには、税（所得）と社会保障（給付）の情報を連携させ、フリーランスやギグワーカー等を含めたデジタル・セーフティネットの構築が重要である。そのことは、いまだデフレ脱却もできていないわが国経済が抱える「将来不安からくる消費の低迷」という状況からの脱却をも意味している。その根幹となるのがマイナンバー制度の拡充とリアルタイム情報制度である。技術的な制約の下に積み上げられた制度を前提に検討するのではなく、今なら何ができるかについて考える必要がある。マイナンバー制度を基盤に社会のしくみを再構築することで、公平・公正なデジタル社会の実現を図ることが求められる。

4 デジタルエコノミーと税制研究会メンバー

●座長

森信 茂樹 東京財団政策研究所 研究主幹、ジャパン・タックス・インスティテュート 代表理事

●委員（五十音順）

青山 慶二 21世紀政策研究所 研究主幹

安念 潤司 中央大学法科大学院 教授

上田 祐司 シェアリングエコノミー協会 代表理事、株式会社ガイアックス 代表執行役社長

大崎 貞和 野村総合研究所 主席研究員、東京大学 客員教授

岡 直樹 東京財団政策研究所

小笠原 泰 明治大学国際日本学部 教授

小木曾 稔 新経済連盟 政策部長（～2021.7.31）、渉外アドバイザー（2021.8.1～）

佐藤 主光 一橋大学経済学研究科 教授

潮崎 泰直 みずほフィナンシャルグループ 戦略企画部

岳野 万里夫 日本証券業協会 副会長・専務理事

鳴島 安雄 税理士

藤井 慶 三井住友信託銀行業務部 次長

増島 雅和 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士

松尾 勉 新経済連盟政策部 副部長

松原 仁 東京大学大学院情報理工学系研究科 AIセンター 教授

柳川 範之 東京大学大学院経済学研究科 教授

渡辺 徹也 早稲田大学法学学術院 教授

●オブザーバー（五十音順）

今川 拓郎

大貫 繁樹

大村 真一

筧 文貴

出口 達也

松汐 利悟

安河内 誠

山崎 大介

杉山 亜希子 Airbnb Japan 株式会社公共政策本部 上席渉外担当

●事務局

稲葉 由貴子 株式会社 NTT データ経営研究所社会システムデザインユニット シニアスペシャリスト

伊藤 香葉子 株式会社 NTT データ経営研究所社会システムデザインユニット コンサルタント

5 研究会の開催概要

第 18 回 2021 年 1 月 26 日

- ◆ デジタル・サービス・タックスに関する諸問題
- ◆ マイナンバーの活用－デジタル・セーフティーネットと預貯金付番－（マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告書を中心として）

第 19 回 2021 年 3 月 22 日

- ◆ これからのデジタル行政の在り方
- ◆ 個人住民税の現年課税化について
- ◆ 「迅速」で「公平」なコロナ対策給付のためのインフラとは

第 20 回 2021 年 5 月 19 日

- ◆ デジタル社会における VAT インボイス等のデータ活用の意義と課題
- ◆ 「電子インボイス」の標準仕様策定に向けた取組
- ◆ 英国のリアルタイムインフォメーション
- ◆ 越境経済下での競争環境の整備について

第 21 回 2021 年 7 月 14 日

- ◆ 「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像 2.0－」
- ◆ 所得税・消費課税の透明性とプラットフォーム－新しい役割を巡る OECD・EU の提案－

第 22 回 2021 年 9 月 15 日

- ◆ 金融所得課税の一体化の推進（損益通算範囲のデリバティブ取引への拡大）について
- ◆ デジタル課税と最低法人税率を巡る G20 合意の「歴史的意義」を考える
- ◆ 報告書について

6 引用・転載について

当研究会の報告書の一部を引用・転載される場合には、出典（研究会名、報告書のタイトル等）の表記をお願いします。引用・転載された場合は、お手数ですが事務局までご連絡ください。

デジタルエコノミーと税制研究会事務局

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-9 JA 共済ビル 9 階

株式会社 NTT データ経営研究所

社会システムデザインユニット

TEL : 03-5213-4295

担当 : 稲葉 (inabay@nttdata-strategy.com)

伊藤 (itok@nttdata-strategy.com)